工　事　設　計　書

課　長 所　長	係　長	照　査	設　計

年度　令和 8年度　　設計年月　令和　年　月　　工期　令和 9年 3月19日

事　業　名

工　事　名　枯損木伐採（蹴上浄水場）

工　事　場　所　京都市東山区粟田口華頂町３番地　蹴上浄水場

本　工　事　費　　円

工　事　価　格　　円

消費税等相当額　　円

積算基準	土木	植樹保険加入	不要

京都市　上下水道局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年11月	
歩掛適用年月	2026年11月	
基準適用年月	2026年11月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	98:構造物工事（浄水場等）	
施工地域等補正	補正無し	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し	1.0
工期日数（熱中症補正）	0日間	
真夏日日数	0日間	
補正係数	補正なし	
熱中症補正	自動設定	
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	枯損木伐採（蹴上浄水場）	事業区分 工事区分	水道工事 枯損木伐採

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
枯損木伐採		式	1				
枯損木伐採		式	1				
枯損木伐採		式	1				
樹木伐採工	マツ　搬出共 C=60cm～90cm	本	3				
樹木伐採工	マツ　搬出共 C=90cm～120cm	本	1				
樹木伐採工	マツ　搬出共 C=120cm～150cm	本	2				
除伐材等処理工		式	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	枯損木伐採（蹴上浄水場）	事業区分 工事区分	水道工事 枯損木伐採

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

枯損木伐採

（蹴上浄水場）

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

1　共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、令和７年１２月版の水道部施設課作業一般仕様書（委託）による。

なお、作業一般仕様書（委託）は水道部施設課で配布する。

2　作業概要

浄水場内の枯損木６本の伐採を行う。

3　作業場所

京都市東山区粟田口華頂町３番地　蹴上浄水場

4　完成期限

令和９年３月１９日　とする。

5　作業内容

（1）　伐採工

伐採は、第２高区配水池周囲斜面に松くい虫による影響で立ち枯れしている松を伐採するものであり、伐採木は、すべて場外搬出する。また、管理道路に搬出用の車両を配置するときは、作業開始から終了まで作業範囲内に関係者以外が立ち入らないよう、バリケードで囲うか監視員を配置し安全確保に努めること。

（別紙２及び平面図参照）

（2）　運搬処分工

枝葉、除伐材等の処分は、原則として堆肥化、チップ化等を行う再資源化施設へ搬出するものとするが、やむを得ない場合に限り、焼却等の減容化施設へ搬出できるものとする。建設副産物については別紙１による。

（3）　その他

ア　事前に作業日時を監督員と協議し決定すること。

イ　保護具（ヘルメット、マスク、保護メガネ等）を着用すること。また、一般通行人、浄水場関係者に危険が及ばないよう安全管理を行うこと。また、騒音、振動および悪臭等の公害防止措置を講じること。

ウ　伐採作業等において、チェーンソーを使用する場合は、下肢の切創防止用保護衣を着用すること。

エ　作業前・作業後は、必ず監督員に報告すること。

オ　作業終了後は、跡片付け・清掃を十分に行うこと。

カ　その他の詳細や不明な点については、監督員と協議のうえその指示に従うこと。

別紙 1

建設副産物の適正処理について

（1） 建設副産物の適正処理について

建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により搬出する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、次表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。確認の詳細については、作業一般仕様書（工事）第 26 項「産業廃棄物 」を参照のこと。

＜一般廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考
建設発生木材 (幹)	京都市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 Ｌ＝13km
建設発生木材 (枝葉)	京都市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 Ｌ＝13km

枯　損　木　一　覧　表

別紙２

番号	形状／寸法			樹　　種
	H（高さ）m	C（幹回り）cm	ランク	
1	17	145	◎	マツ
2	15	77	▲	マツ
3	10	72	▲	マツ
4	10	62	▲	マツ
6	15	123	◎	マツ
8	15	106	■	マツ

ランク記号	C（幹回り）cm	本数
●	30 ≦ C ＜ 60	0
▲	60 ≦ C ＜ 90	3
■	90 ≦ C ＜ 120	1
◎	120 ≦ C ＜ 150	2
★	150 ≦ C ＜ 200	0
○	200 ≦ C ＜ 250	0
△	250 ≦ C ＜ 300	0
□	300 ≦ C ＜ 350	0
Total		6

枯損木伐採（蹴上浄水場）平面図

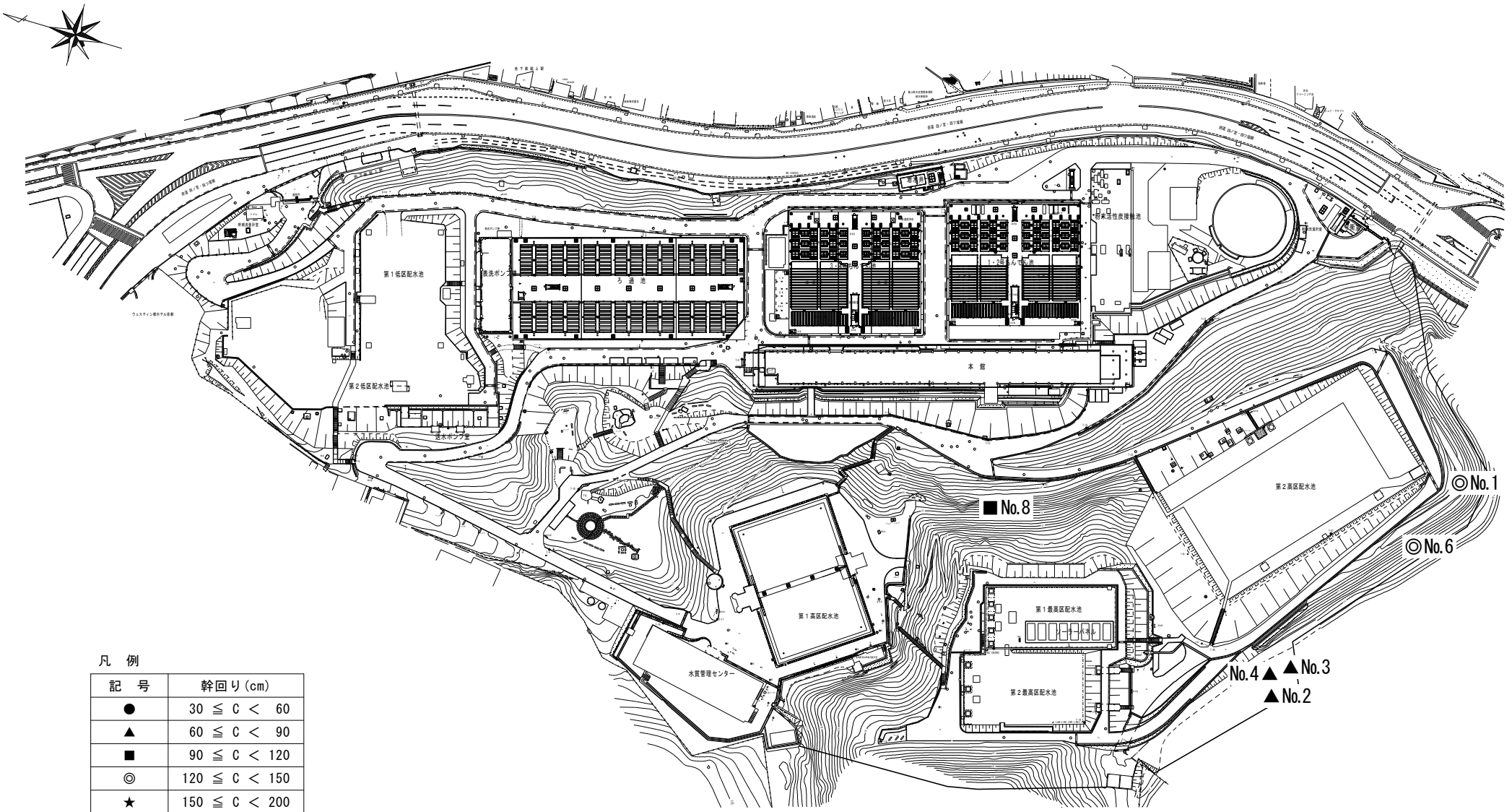

凡　例

記　号	幹回り(cm)
●	30 ≦ C ＜ 60
▲	60 ≦ C ＜ 90
■	90 ≦ C ＜ 120
◎	120 ≦ C ＜ 150
★	150 ≦ C ＜ 200
○	200 ≦ C ＜ 250
△	250 ≦ C ＜ 300
□	300 ≦ C ＜ 350